

## 第4 感染症の医療提供体制

### ポイント

- ◎ 第一種感染症指定医療機関
- ◎ 第二種感染症指定医療機関
- ◎ 感染症協力医療機関
- ◎ 感染症患者の移送
- ◎ 医薬品の確保
- ◎ 一般の医療機関への情報提供と医療関係団体との連携

### 1 基本的な考え方

#### (1) 適切な医療の提供

感染症の医療は特殊なものではなく、まん延防止を確保しながら一般医療の延長線上で行われるものであるとの認識のもと、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体等の感染力を減弱、消失させることにより、周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。

#### (2) 感染症指定医療機関の役割

感染症指定医療機関においては、感染の危険性のレベルに応じた院内感染防止対策を行い、良質で適切な医療の提供を行うとともに

ア 感染症患者に対しても、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境の確保に努めること

イ 通信の自由が確保されるよう実効ある必要な措置を講ずること

ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、心身の状況を踏まえつつ十分な説明とカウンセリング（相談）を行うこと

等が重要である。

また、感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等との連携体制を強化する必要がある。

### 2 感染症に係る医療の提供体制

#### (1) 第一種感染症指定医療機関

県は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣が定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を指定する。県では、表5のとおり指定している。

ただし、患者の病状等から移送が困難な場合は、感染症法の規定により、県又は保健所設置市が適当と認める医療機関に入院勧告等を行い、関係機関の協力を得て患者の治療を実施し、感染症のまん延防止を図る。

## (2) 第二種感染症指定医療機関

県は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定する。

第二種感染症指定医療機関は、県内の二次医療圏ごとに原則として1カ所指定することにしており、県では、表5のとおり指定している。

県は、第二種感染症指定医療機関が指定されていない二次医療圏についても、今後発生すると予測される新たな感染症の発生に対する医療提供体制確保のためにも、整備を行っていく。

なお、広島県保健医療計画の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、医療の提供体制を確保する。

## (3) 第二種感染症指定医療機関が指定されていない圏域での対応

尾三保健医療圏域には、第二種感染症指定医療機関が指定されていないことから、他の圏域の感染症指定医療機関及び感染症指定医療機関以外の医療機関に緊急避難的に二類感染症患者を入院させる場合に備えて、県は、当面の措置として、あらかじめ医師会等の医療関係団体と連携を図り、速やかに患者等が入院できる医療機関を確保するなど、必要な対策を講じておく。

## (4) 感染症指定医療機関との連携

感染症患者に対する良質で適切な医療を提供するため、県は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対し、必要な指導を積極的に行う。

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が県内で発生した場合、医療機関単位での対応では感染拡大防止が困難となることが想定されるため、県は、感染症指定医療機関等からの要請に基づき、協定を締結した医療機関に所属する感染症対策の専門的知識を有する医療従事者で構成される広島県感染症医療支援チームを派遣する。

## (5) 感染症協力医療機関

県は、重症急性呼吸器症候群（SARS）や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症等の国内発生に備え、二次医療圏ごとに地域での感染症の医療（主に外来医療）の中核となる感染症の診療や疫学調査に協力可能な感染症協力医療機関を選定し、施設・設備の強化及び運営に対する支援に努め、保健所等との連携による診療体制を確立する。

感染症協力医療機関は、保健医療圏域ごとに複数整備することを基本とするが、保健所の管轄する地域単位を踏まえつつ、人口や受療行動を考慮し、必要に応じて更なる整備を進めていく。

また、感染症協力医療機関・感染症指定医療機関及び県、保健所及び保健環境センター等の関係機関による情報交換を含めた連絡会議を開催するなど、迅速に情報を提供し、共有化を図る医療機関の情報ネットワークの整備に努める。

表5 感染症指定医療機関・感染症協力医療機関一覧

平成31年4月1日現在

種別	医療圏名	感染症指定医療機関名 (病床数)	感染症協力医療機関名	
第一種	県内	国立大学法人 広島大学病院(2)		
第二種	広島	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入病院(16)	県立広島病院 済生会広島病院 国家公務員共済組合連合会 吉島病院 広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院 地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	
	広島西		広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院 独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	
	呉		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター 国家公務員共済組合連合会 呉共済病院 独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院	
	広島中央		独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター(4)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター(再掲) 県立安芸津病院
	尾三		(調整中)	総合病院三原赤十字病院 尾道市立市民病院
	福山・府中		福山市民病院(6)	福山市民病院(再掲)
	備北		総合病院庄原赤十字病院	市立三次中央病院 総合病院庄原赤十字病院(再掲)

## (6) 感染症患者の移送

県及び保健所設置市は、感染症の患者等を迅速に適切な方法で移送するため、民間の患者移送業者の活用等を含めた搬送体制の整備を行うとともに、状況に応じて消防本部に協力を求める。

一類感染症の患者、新感染症の所見のある者の移送については、県及び保健所設置市が所有する患者移送車両を相互使用できるよう体制を構築するとともに、患者の容態等によっては緊急搬送が必要となることから、警察車両による先導等ができるよう、地元警察署等とあらかじめ協力体制を構築しておく。

また、消防機関が搬送した患者が、感染症法に基づく届出の必要があると医療機関が診断した場合は、必要に応じて、医療機関又は県から消防機関に対して、当該感染症に関する情報を提供する。

## (7) 感染症の集団発生

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、感染症指定医療機関以外の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院さ

せることがあるため、県及び保健所設置市は、医師会等の医療関係団体と連携を図り、迅速で的確な対応ができるよう、あらかじめ厚生労働省等と協議のうえ、病床の確保等、必要な対策を定めておく。

#### **(8) 医薬品の確保**

##### **ア 稀少医薬品の確保**

県は、国内において発生数が極めて少ない感染症が県内で発生し、その治療に際し、特別な医薬品等が必要となった場合は、国と連携を図り、医薬品等の確保に努める。

##### **イ 大規模な感染症の発生に対応するための医薬品の確保等**

県は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等、通常の設定を著しく上回る規模の感染症が発生した場合を想定し、その予防又は治療に必要な医薬品を確保するため、行政による備蓄や需給調整などについて、国、保健所、保健所設置市及び医薬品卸売業者等と協議の上、適切な役割分担による供給体制の確立を図る。

### **3 その他感染症に係る医療の提供体制**

#### **(1) 一般医療機関の役割**

患者等の医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることから、一般の医療機関においても、国や県等から提供された感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、院内感染を防止するため、平時から、標準予防策等感染症のまん延防止のための必要な措置の徹底を図る。

また、患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供に努める。

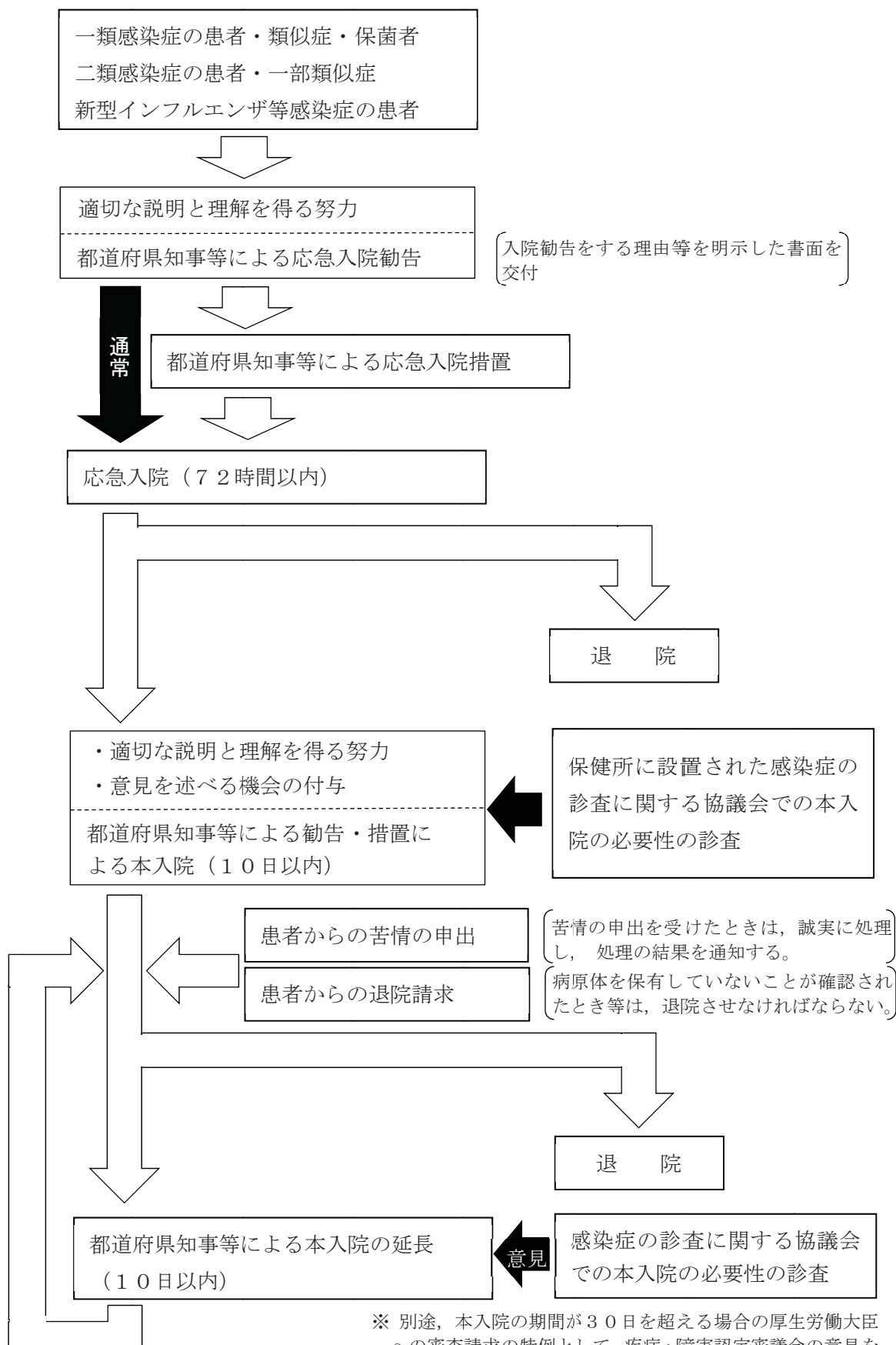
#### **(2) 一般医療機関への情報提供**

一般医療機関は、多くの場合、患者等を診察する最初の医療機関となることから、患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、県及び保健所設置市は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、一般医療機関に対し、適切な情報提供を行う。

#### **(3) 医療関係団体との連携**

県及び保健所設置市は、一般医療機関における患者等への良質で適切な医療の提供が確保されるよう、医師会等の医療関係団体との連携を図る。

また、保健所は、感染症指定医療機関や地域医師会等の医療関係団体等との連携を図る。



※ 別途、本入院の期間が30日を超える場合の厚生労働大臣への審査請求の特例として、疾病・障害認定審議会の意見を聴いて5日以内に裁決してなければならないようにする。

図5 保健所における一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者等の入院に係る手続

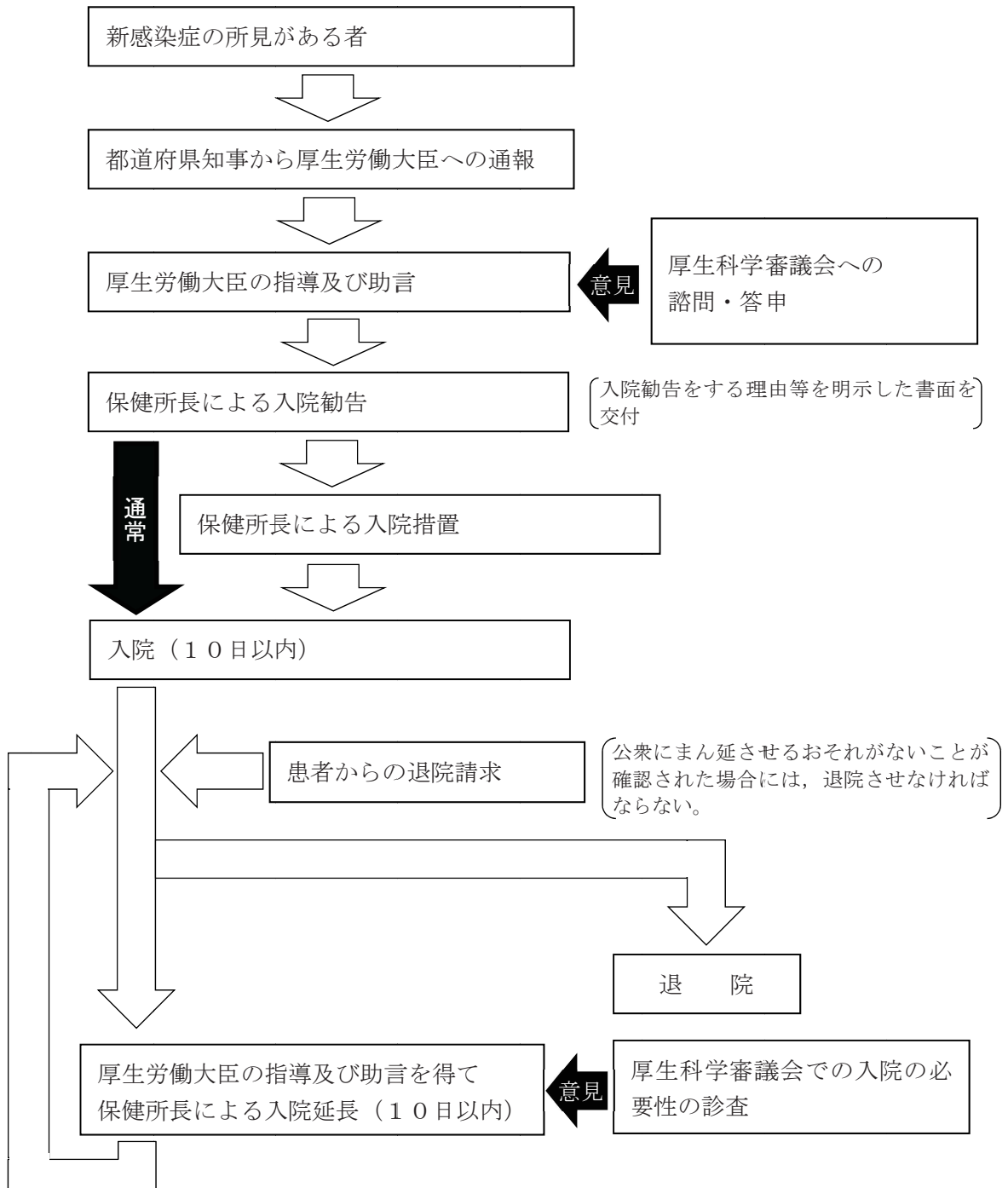


図6 保健所における新感染症の患者の入院に係る手続